

京都府域渋滞対策協議会 規約

（名 称）

第1条 本会は、京都府域渋滞対策協議会（以下「協議会」という。）という。

（目 的）

第2条 本協議会は、京都府域における道路交通渋滞対策に対する総合的な渋滞対策計画についてとりまとめることを目的とする。

（審議事項）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。

- （1）主要な渋滞箇所の特定。
- （2）特定された渋滞箇所の対策検討
- （3）その他、本協議会の目的達成に必要な事項。

（構 成）

第4条 本協議会は、別紙に掲げる委員及びオブザーバ委員をもって組織する。
本協議会は、第3条の各号に定める事項について審議するため、具体的に検討するワーキンググループを設け、別途規約を定める。

（役 員）

第5条 本協議会に次の役員を置く。

会 長 1 名
副会長 2 名

第6条 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。
会長は、近畿地方整備局京都国道事務所長をもってあてる。

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
副会長には、京都府建設交通部道路計画課長及び京都市建設局建設企画部技術企画担当部長をもってあてる。

（会 議）

第8条 本協議会は必要に応じ会長がこれを招集する。

（事務局）

第9条 本協議会の事務局は、京都国道事務所計画課、京都府建設交通部道路計画課及び京都市建設局建設企画部建設企画課に置く。

(その他)

第10条 本規約によらない場合は、協議することとする。

付則 この規約は、平成 9年10月21日施行
平成13年12月 4日改正
平成25年 1月11日改正
平成25年 7月 3日改正
平成28年 7月27日改正
平成30年 8月 3日改正
令和 元年 7月31日改正
令和 7年 8月 5日改正

京都府域渋滞対策協議会 委員名簿

所属			役職	備考
委員		国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課	課長	
	◎	近畿地方整備局 京都国道事務所	所長	
		近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所長	
		近畿運輸局 京都運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	
		京都府警察本部 交通部 交通規制課	課長	
	○	京都府 建設交通部 道路計画課	課長	
	○	京都市 建設局 建設企画部	技術企画担当部長	
		京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室	交通施設計画課長	
		西日本高速道路(株) 関西支社 保全サービス事業部 交通計画課	課長	
オブザーバ委員		一般社団法人 京都府バス協会	専務理事	
		一般社団法人 京都府トラック協会	専務理事	
		一般社団法人 京都府タクシー協会	専務理事	
		公益社団法人 京都府観光連盟	専務理事	
		一般社団法人 京都経済同友会	理事事務局長	
事務局		国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 計画課		
		京都府 建設交通部 道路計画課		
		京都市 建設局 建設企画部 建設企画課		

◎会長、○副会長